

札幌方面東警察署告示第6号

道路交通法第51条の8第1項の規定に基づき、放置車両の確認及び標章の取付けに関する事務（以下「確認事務」という。）を受託した者（以下「放置車両確認機関」という。）及び主たる事務所の所在地、放置車両確認機関が確認事務を行う区域及び期間を次のように定め、令和5年4月1日から施行する。

令和5年3月24日

札幌方面東警察署長 佐藤 佳信

1 放置車両確認機関の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称

チュウケイ株式会社

(2) 主たる事務所の所在地

札幌市中央区南1条西8丁目10番3 第28桂和ビル7階

2 放置車両確認機関が確認事務を行う区域及び期間

(1) 区域

別紙「駐車監視員活動ガイドライン」のとおり

(2) 期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間

令和5年度 駐車監視員活動ガイドライン

「駐車監視員」とは、警察署長の委託を受けた法人の下で、地域を巡回し、放置車両の確認や確認標章の取付けなどの仕事を行う人のことで、法律上の資格が必要とされています。（反則告知したり、金銭を徴収したりすることはありません。）本ガイドラインは、駐車監視員の活動方針を定めるものです。

活動方針	<p>駐車監視員は、下記の路線、地域を重点に巡回し、放置車両の確認等を実施する。</p> <p>なお、必要に応じて警察署長の指示により、その他の場所において放置車両の確認等を実施する。</p>										
活動路線	<p>◎ 最重点路線</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>路線（区間）</th> <th>重点時間帯</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> 東8丁目篠路通 北8条東8丁目（北8条通）交差点から 北33条東7丁目（国道274号）交差点までの間及びその周辺 </td> <td>5時～22時</td> </tr> <tr> <td> 東15丁目屯田通 北15条東15丁目（環状通）交差点から 北34条東15丁目（国道274号）交差点までの間及びその周辺 </td> <td>5時～22時</td> </tr> </tbody> </table>	路線（区間）	重点時間帯	東8丁目篠路通 北8条東8丁目（北8条通）交差点から 北33条東7丁目（国道274号）交差点までの間及びその周辺	5時～22時	東15丁目屯田通 北15条東15丁目（環状通）交差点から 北34条東15丁目（国道274号）交差点までの間及びその周辺	5時～22時				
	路線（区間）	重点時間帯									
	東8丁目篠路通 北8条東8丁目（北8条通）交差点から 北33条東7丁目（国道274号）交差点までの間及びその周辺	5時～22時									
	東15丁目屯田通 北15条東15丁目（環状通）交差点から 北34条東15丁目（国道274号）交差点までの間及びその周辺	5時～22時									
	<p>◎ 重点路線</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>路線（区間）</th> <th>重点時間帯</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> 北13条北郷通 北13条東1丁目（国道5号）交差点から 北13条東15丁目（東15丁目屯田通）交差点までの間及びその周辺 </td> <td>5時～22時</td> </tr> <tr> <td> 宮の森北24条通 北24条東1丁目（国道5号）交差点から 東苗穂4条3丁目（国道275号）交差点までの間及びその周辺 </td> <td>5時～22時</td> </tr> <tr> <td> 東15丁目屯田通 北34条東15丁目（国道274号）交差点から 北49条東15丁目（琴似栄町通）交差点までの間及びその周辺 </td> <td>5時～22時</td> </tr> <tr> <td> 東1丁目幌北通 北13条東2丁目（北13条北郷通）交差点から 北33条東1丁目（国道274号）交差点までの間及びその周辺 </td> <td>5時～22時</td> </tr> </tbody> </table>	路線（区間）	重点時間帯	北13条北郷通 北13条東1丁目（国道5号）交差点から 北13条東15丁目（東15丁目屯田通）交差点までの間及びその周辺	5時～22時	宮の森北24条通 北24条東1丁目（国道5号）交差点から 東苗穂4条3丁目（国道275号）交差点までの間及びその周辺	5時～22時	東15丁目屯田通 北34条東15丁目（国道274号）交差点から 北49条東15丁目（琴似栄町通）交差点までの間及びその周辺	5時～22時	東1丁目幌北通 北13条東2丁目（北13条北郷通）交差点から 北33条東1丁目（国道274号）交差点までの間及びその周辺	5時～22時
	路線（区間）	重点時間帯									
	北13条北郷通 北13条東1丁目（国道5号）交差点から 北13条東15丁目（東15丁目屯田通）交差点までの間及びその周辺	5時～22時									
	宮の森北24条通 北24条東1丁目（国道5号）交差点から 東苗穂4条3丁目（国道275号）交差点までの間及びその周辺	5時～22時									
	東15丁目屯田通 北34条東15丁目（国道274号）交差点から 北49条東15丁目（琴似栄町通）交差点までの間及びその周辺	5時～22時									
	東1丁目幌北通 北13条東2丁目（北13条北郷通）交差点から 北33条東1丁目（国道274号）交差点までの間及びその周辺	5時～22時									
<p>◎ 最重点地域</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>地域</th> <th>重点時間帯</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> 地下鉄元町駅及び小中学校周辺 北13条から北33条までの 東3丁目から東15丁目まで及びその周辺 </td> <td>5時～22時</td> </tr> <tr> <td> 東区役所・商業施設周辺 北8条から北12条までの 東3丁目から東8丁目まで及びその周辺 </td> <td>5時～22時</td> </tr> </tbody> </table>	地域	重点時間帯	地下鉄元町駅及び小中学校周辺 北13条から北33条までの 東3丁目から東15丁目まで及びその周辺	5時～22時	東区役所・商業施設周辺 北8条から北12条までの 東3丁目から東8丁目まで及びその周辺	5時～22時					
地域	重点時間帯										
地下鉄元町駅及び小中学校周辺 北13条から北33条までの 東3丁目から東15丁目まで及びその周辺	5時～22時										
東区役所・商業施設周辺 北8条から北12条までの 東3丁目から東8丁目まで及びその周辺	5時～22時										

活
動
地
域

◎ 重点地域

地 域	重点時間帯
元町・伏古・東苗穂地区 北13条から北33条までの東16丁目、 北13条から北23条までの東17丁目から東23丁目まで、 伏古1条から7条まで、東苗穂1条から3条まで及びその周辺	5時～22時
栄町地区 北34条から北48条までの 東1丁目から東16丁目まで及びその周辺	5時～22時
幌北線地区 北8条から北33条までの 東1丁目から東2丁目まで及びその周辺	5時～22時
東区役所東側地区 北8条から北12条までの 東9丁目から東16丁目まで及びその周辺	5時～22時

札幌方面東警察署